

別添4 粗飼料確保緊急対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人その他理事長が適当と認める法人とする。

第2 定義

この要綱別添4において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 第3の各事業対象となる災害の総称

(1) サイレージ品質低下防止対策対象災害

令和元年8月から9月の大雪等、令和2年7月豪雨及び令和2年から3年までの冬期の大雪をいう。

(2) 代替粗飼料確保対策対象災害

令和元年度のツマジロクサヨトウの発生、令和元年8月から9月の大雪等、令和2年7月豪雨及び令和2年から3年までの冬期の大雪をいう。

(3) まん延防止対策対象災害

令和元年度のツマジロクサヨトウの発生をいう。

2 被害の種類

(1) 倒伏等の被害

サイレージ品質低下防止対策対象災害又は代替粗飼料確保対策対象災害（以下「事業対象災害」と総称する。）の影響により、牧草、デントコーン等（以下「自給飼料」という。）が倒伏する被害及び収穫後に保管していた自給飼料が水濡れや流失する被害をいう。

(2) 表土流出等の被害

事業対象災害の影響により、播種済みの秋まき牧草の種子や表土が流出する等の被害をいう。

(3) 生育不良等の被害

令和元年8月から9月の大雪等、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪の影響による、自給飼料の生育不良又は収穫作業の遅れにより生産量や栄養価が低下する被害をいう。

(4) 発生等の被害

ツマジロクサヨトウの発生による飼料用とうもろこし等の飼料作物への被害をいう。

第3 事業の内容

事業実施主体は、地域における粗飼料を確保するため、次の事業を自ら実施し、

又は第4の2の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人（以下「生産者集団等」という。）が、1から3までの取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

1 サイレージ品質低下防止対策

(1) 品質低下防止資材の共同購入

サイレージ品質低下防止対策対象災害により倒伏等の被害又は生育不良等の被害を受けた自給飼料について、サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材及び二次発酵による品質低下を防止する二次発酵防止資材（以下「品質低下防止資材」という。）を共同購入し、被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組

(2) 納入前のサイレージ等品質の確認

サイレージ品質低下防止対策対象災害により、倒伏等の被害を受け、(1)に取り組んだ生産者集団等が、品質低下防止資材を添加したサイレージについて、家畜への納入前に飼料分析をして品質の確認を行う取組

2 代替粗飼料の確保対策

代替粗飼料確保対策対象災害により、倒伏等の被害、表土流出等の被害、生育不良等の被害及び発生等の被害を受けた自給飼料について、第4の2の(3)のアに規定する国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する畜産経営体に対し供給する取組

3 ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策

(1) ツマジロクサヨトウの防除作業の支援

ア ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産場等において、生産者集団等が防除を行う際に必要な以下の取組

(ア) 防除を行う際に必要な機械の導入（リース方式による場合を含む。）又は借受

(イ) 薬剤等の資材を共同購入し、被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組

(ウ) 防除作業を委託する取組

イ ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産場等の防除を行った飼料作物を収穫し、家畜への給与前に生産者集団等が安全性の確認を行う取組

(2) 飼料作物の早期刈取り対策

ア ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産場等において、早期刈取りを行った飼料作物をサイレージにする場合、サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進剤を共同購入し、被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組

イ ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産場等において、早期刈取りし、家畜への給与前に生産者集団等が硝酸態窒素量等の確認又は飼料作物等の撤去等を行う取組

4 粗飼料緊急確保の推進

1から3までの事業を円滑に推進するための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等

第4 事業の実施

1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第3の1から3までの事業の実施に当たり、生産者集団等に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の畜産経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の運営に関する事項
- ウ 畜産振興に関する事項
- エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) サイレージ品質低下防止等対策

- ア 品質低下防止資材の共同購入

第3の1の(1)の取組の補助対象要件は、次のとおりとする。

(ア) 補助対象となる発酵促進資材等は、事業実施主体又は生産者集団等の構成員が作付けし、サイレージ品質低下防止対策対象災害により倒伏等の被害を受け、品質低下のおそれがある自給飼料に係るサイレージの品質低下の抑制に資すること。

(イ) 補助対象となる購入期間は、サイレージ品質低下防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までとする。

(ウ) 補助対象数量は、サイレージ品質低下防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までの期間に収穫した面積に係る自給飼料の処理に必要な数量を上限とする。

- イ 納付前のサイレージ等品質の確認

第3の1の(2)の取組の補助対象要件は、次のとおりとする。

(ア) 補助対象となる飼料分析は、自給飼料のうち、第3の1の(1)の取組により品質低下防止資材を添加したものを、生産者集団等の構成員が色、匂い等により分析が必要と判断した上で実施するものとし、当該分析の結果に基づき、事業実施主体又は生産者集団等が家畜への給与の是非を確認することに資すること。

(イ) 補助対象となる飼料分析は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間内に分析を依頼し、結果を得たものとする。

(ウ) 補助対象件数は、生産者集団等の構成員 1 者につき、アの（ウ）の面積に応じ、以下の点数を上限とする。

- a 20ヘクタール未満 1件
- b 20ヘクタール以上40ヘクタール未満 2件
- c 40ヘクタール以上60ヘクタール未満 3件
- d 以下同様に20ヘクタールごとに1件追加

なお、飼料分析を行った際は、第7の4の実績報告時に、別紙様式第1号の別紙1にその分析結果に対する評価を行うものとする。

(3) 代替粗飼料の確保対策

第3の2の補助対象要件は、事業実施主体又は生産者集団等の構成員が作付け、収穫若しくは購入した自給飼料又は栽培契約により購入した若しくは購入予定であった国産粗飼料（以下「契約国産粗飼料」という。）のうち、代替粗飼料確保対策対象災害の被害により不足する自給飼料又は契約国産粗飼料を代替粗飼料により確保する場合（継続して購入又は収集している稻わらを別に購入する稻わら又は可消化養分総量（以下「TDN」という。）が稻わらと同程度のその他の粗飼料（例えば、麦稈やストロー乾草等。以下「稻わら等」という。）で代替する場合を含む。）やツマジロクサヨトウの被害及び防除により不足する栄養分をとうもろこし（子実部分）により確保する場合であって、補助対象要件は次のとおりとする。

ア 補助対象となる代替粗飼料は、乾牧草、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ、稻わら等、原料の重量又はTDNの過半が粗飼料原料である混合飼料（以下「TMR」という。）、輸入乾牧草、ビートパルプ、とうもろこし（子実部分）及びその他理事長が適当と認めたものとする。

イ 補助対象となる購入期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、代替粗飼料確保対策対象災害のうち、令和元年度のツマジロクサヨトウの発生について補助対象となる購入期間は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた日から、令和3年3月31日までとする。

ウ 補助対象数量は、以下により算出する。

A 代替粗飼料の購入数量（kg）× TDN含有率（%）=代替粗飼料のTDN含有量（kg）

B 不足自給飼料のTDN含有量（kg）=令和元年産（代替粗飼料確保対策対象災害の発生日から令和元年12月までに作付け又は収穫予定であったもの）不足自給飼料のTDN含有量（kg）－令和元年度補助対象数量のTDN含有量（kg）+令和2年度不足自給飼料のTDN含有量（kg）

※ 令和元年産不足自給飼料のTDN含有量（kg）=令和元年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書（以下「令和元年度実績報告書」という。）にて報告した不足数量のTDN含有量（kg）

※ 令和2年度不足自給飼料のTDN含有量（kg）=表土流出等の被害によ

り収穫不能又は減収した令和元年産（令和2年1月から令和2年12月までに作付け又は収穫予定であるもの）自給飼料の数量のTDN含有量(kg) +倒伏等の被害を受けた令和元年産のサイレージのうち令和2年度中に給与不能となった数量のTDN含有量(kg)

A≤Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量

A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち令和2年度不足自給飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。

なお、令和元年度の実績がなく、令和2年度に新たに申請を行う場合は、被害の種類ごとに、(ア)から(ウ)までの方法により不足自給飼料のTDN含有量(kg)を算出するものとする。

(ア) 倒伏等の被害及び表土流出等の被害の対象数量

(自給飼料)

A 代替粗飼料の購入数量(kg) × TDN含有量率(%)
=代替粗飼料のTDN含有量(kg)

B 不足自給飼料の数量(kg) × TDN含有率(%)
=不足自給飼料のTDN含有量(kg)

※ 不足自給飼料の数量=収穫不能数量（倒伏等の被害のうち収穫前の被害又は表土流出等の被害により収穫不能となったもの）+給与不能数量（倒伏等の被害のうち収穫後に被害による品質劣化等が判明し給与不能となったもの）－契約国産粗飼料として販売不能となった数量（栽培契約数量－実際の販売数量）

A≤Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のTDN含有量相当数量

A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち不足自給飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。

(契約国産粗飼料)

C 代替粗飼料の購入数量(kg) × TDN含有率(%)
=代替粗飼料のTDN含有量(kg)

D 不足契約国産粗飼料の数量(kg) × TDN含有率(%)
=不足契約国産粗飼料のTDN含有量(kg)

※ 不足契約国産粗飼料数量=契約国産粗飼料の栽培契約数量－実際に購入した国産粗飼料の数量（以下「入荷数量」という。）+給与不能数量（契約国産粗飼料の入荷後に被害による品質劣化等が判明し給与不能となったもの）

C ≤ D の場合は、C の代替粗飼料の購入数量の TDN 含有量相当数量
C > D の場合は、C の代替粗飼料の購入数量のうち不足契約国産粗飼料の
TDN 含有量相当数量を上限とする。

(稻わら)

不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合は、現物の数量を
対象数量とする。

不足する稻わらの数量 = 今年度購入又は収集する予定であった稻わらの
数量 - 今年度購入又は収集し、水没等の被害のない稻わらの数量

(イ) 生育不良等の被害の対象数量

牧草由来の乾牧草又はサイレージについては a 及び b の合計（ただし、b
がゼロを下回る場合は a のみ）、デントコーンサイレージについては b にて
算出した TDN 含有量相当数量を上限とする。

a 紿与制限数量

$$E \text{ 代替粗飼料の購入数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)} \\ = \text{代替粗飼料の TDN 含有量 (kg)}$$

$$F \text{ 紿与制限した自給飼料牧草一番草の数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)} \\ \times \text{給与制限割合} \\ = \text{給与制限した自給飼料 (又は契約国産粗飼料) 牧草一番草の TDN } \\ \text{含有量 (kg)}$$

※ 紿与制限した自給飼料の数量 = 生産数量（又は入荷数量）(kg) -
販売した数量 (kg)

※ 紿与制限割合 = $x \div y$

x : 自給飼料（又は契約国産粗飼料）の標準的な収穫時の纖維質含有
率（%） - 自給飼料（又は契約国産粗飼料）の収穫作業の遅れ時の
纖維質含有率（%）

y : 代替粗飼料の纖維質含有率（%） - 自給飼料（又は契約国産粗飼
料）の収穫作業の遅れ時の纖維質含有率（%）

E ≤ F の場合は、E の代替粗飼料購入数量

E > F の場合は、E の代替粗飼料の購入数量のうち給与制限自給飼料
(又は契約国産粗飼料) の TDN 含有量相当数量を上限とする。

b 生産不足数量

$$G \text{ 代替粗飼料の購入数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)} \\ = \text{代替粗飼料の TDN 含有量 (kg)}$$

$$H \text{ 生産不足自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の数量 (kg)} \times \text{TDN }$$

含有率 (%)

= 生産不足自給飼料（又は契約国産粗飼料）のTDN含有量 (kg)

※ 生産不足自給飼料（又は契約国産粗飼料）の数量

= 自給飼料（又は契約国産粗飼料）の平年の収穫数量 (kg) - 自給
飼料（又は契約国産粗飼料）の令和元年の収穫数量 (kg) - a の
補助対象数量 (kg)

G ≤ H の場合は、G の代替粗飼料購入数量

G > H の場合は、G の代替粗飼料の購入数量のうち生産不足自給飼料
(又は契約国産粗飼料) の TDN 含有量相当数量を上限とする。

(ウ) 発生等の被害の対象数量

I 代替粗飼料の購入数量 (kg) × TDN 含有率 (%)

= 代替粗飼料の TDN 含有量 (kg)

J 令和 2 年産（まん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和 2 年
12 月までに作付け又は収穫予定であったもの）不足自給飼料の TDN
含有量 (kg) + 不足契約国産粗飼料の TDN 含有量 (kg)
= 不足自給飼料の TDN 含有量 (kg)

※ 不足契約国産粗飼料の TDN 含有量 (kg)

= (契約国産粗飼料の栽培契約数量 - 入荷数量 + 給与不能数量 (契約
国産粗飼料の入荷後に品質劣化等が判明し給与不能となったもの))
× TDN 含有率 (%)

I ≤ J の場合は、K の代替粗飼料の購入数量

I > J の場合は、K の代替粗飼料の購入数量のうち令和 2 年度不足自給飼
料の TDN 含有量相当数量を上限とする。

エ 事業実施主体又は生産者集団等が自ら TMR を製造し、販売する場合にあつ
ては、代替粗飼料確保対策対象災害による被害を受けた構成員以外の者に販売
した TMR に含まれる代替粗飼料の購入数量を全購入数量から差し引くもの
とする。

(4) ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策

第 3 の 3 の事業対象地域は、植物防疫所等の指導に基づき防除を行う地域とする。

ア ツマジロクサヨトウの防除作業の支援

(ア) 第 3 の 3 の (1) のアの補助対象要件は次のとおりとする。

a 補助対象となる機械の導入(リース方式による場合を含む。)又は借受、
薬剤等の資材の共同購入、防除作業は、まん延防止対策対象災害の被害の
まん延防止に資するものであること。

- b 補助対象となる購入期間はまん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までとする。ただし、植物防疫課長が指定品目に係る防除マニュアルを公表した場合はその日までとする。
- c リース契約、借受、作業委託する場合の補助対象となる期間はまん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までとする。ただし、植物防疫課長が指定品目に係る防除マニュアルを公表した場合はその日までとする。
- d 補助対象数量は、まん延防止対策対象災害の発生等の被害を受けた面積に係る防除作業に必要な数量を上限とする。
- e 貸付契約の締結
 - 生産者集団等は、取得物件を生産者集団等の構成員に貸付ける場合は、当該構成員と貸付契約を締結するものとする。
- f リース契約の締結等
 - 生産者集団等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。
 - なお、この場合にあっては、リース会社から借受けた物件（以下「リース物件」という。）については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、「畜産振興事業の実施について」14の（4）の規定に基づき行うものとする。
- g 取得物件の貸付け等の取扱
 - (a) eの規定により、取得物件に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間及びfの規定により、リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあっては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあっては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
 - (b) 生産者集団等は、(a)のただし書きにより貸付期間又はリース期間を短縮する場合は、取得物件の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得物件を譲渡できるものとする。
 - (c) 生産者集団等は、(b)の規定により取得物件を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。
- h 防除を行う際に必要な機械の導入等
 - (a) 第3の3の（1）のアで導入した機械の取扱い
 - 生産者集団等は、第3の（1）のアで導入した機械については、次のとおり取扱うこととする。
 - I 生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。

II 生産者集団等において、発生等の被害時における防除計画を策定すること。

III 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(b) 第3の3の(1)のアの事業に係る補助金の返還等

事業実施主体は、導入した機械の処分制限期間内において、生産者集団等から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるとときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、事業実施主体が別に定める額を返還するものとする。

- I リース契約を解約又は解除したとき。
- II 構成員が経営を中止したとき。
- III 借り受けた当該機械が、処分制限期間内に消滅又は消失したとき。
- IV 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- V リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- VI 変更の届出、報告等を怠ったとき。
- VII その他理事長が必要と認めるとき。

(イ) 第3の3の(1)のイの補助対象要件は次のとおりとする。

a 補助対象となる安全性の確認は、発生等の被害を受けた自給飼料生産場等の防除を行った飼料作物を、生産者集団等の構成員が残留農薬等の安全性の確認が必要と判断した上で実施するものとし、当該確認の結果に基づき、事業実施主体又は生産者集団等が家畜への給与の是非を確認することに資するものであること。

b 補助対象となる安全性の確認は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までの期間内に安全性の確認（分析等）を依頼し、結果を得たものとする。ただし、植物防疫課長が指定品目に係る防除マニュアルを公表した場合の当該期間は、その日までとする。

c 補助対象件数は、生産者集団等の構成員1者につき、まん延防止対策対象災害の被害を受けた面積のうち、薬剤を使用し、防除を行った面積に応じ、以下の点数を上限とする。

- (a) 20ヘクタール未満 1件
- (b) 20ヘクタール以上40ヘクタール未満 2件
- (c) 40ヘクタール以上60ヘクタール未満 3件
- (d) 以下同様に20ヘクタールごとに1件追加

なお、安全性の確認を行った際は、第7の4の実績報告時に、別紙様式

第1号の別紙にその確認結果に対する評価を行うものとする。

イ 飼料作物の早期刈取り対策

- (ア) 第3の3の(2)のアの取組の補助対象要件は次のとおりとする。
- a 補助対象となる発酵促進剤は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた自給飼料生産場等において、早期刈取りを行った当該飼料作物をサイレージにする場合にサイレージの品質低下の抑制に資するものであること。
 - b 補助対象となる購入期間は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までとする。
 - c 補助対象数量は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた自給飼料生産場等において、まん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までの期間に早期刈取りにより収穫を行った面積に係るサイレージ処理に必要な数量を上限とする。
- (イ) 第3の3の(2)のイの取組のうち、品質の確認の取組の補助対象要件は次のとおりとする。
- a 補助対象となる品質の確認は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた自給飼料生産場等において、早期刈取りを行った当該飼料作物を生産者集団等の構成員が硝酸態窒素量等の品質の確認が必要と判断した上で実施するものとし、当該確認の結果に基づき、事業実施主体又は生産者集団等が家畜への給与の是非を確認することに資することである。
 - b 補助対象となる品質の確認は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までの期間内に品質の確認(分析等)を依頼し、結果を得たものとする。
 - c 補助対象件数は、生産者集団等の構成員1者につき、まん延防止対策対象災害の被害を受けた面積のうち、早期刈取りにより収穫を行った面積に応じ、以下の点数を上限とする。
 - (a) 20ヘクタール未満 1件
 - (b) 20ヘクタール以上40ヘクタール未満 2件
 - (c) 40ヘクタール以上60ヘクタール未満 3件
 - (d) 以下同様に20ヘクタールごとに1件追加
- なお、品質の確認を行った際は、第7の4の実績報告時に、別紙様式第1号の別紙にその確認結果に対する評価を行うものとする。
- (ウ) 第3の3の(2)のイの取組のうち、飼料作物等の撤去等の取組の補助対象要件は次のとおりとする。
- a 補助対象となる飼料作物等の撤去等は、まん延防止対策対象災害の被害のまん延防止に資するものであること。
 - b 補助対象となる期間はまん延防止対策対象災害の被害を受けた日から令和3年3月31日までとする。
 - c 補助対象数量は、まん延防止対策対象災害の被害を受けた面積に係る飼料作物等の撤去等に必要な量(1,500円/10a以内)を上限とする。

(5) 飼料作物の被害状況等の確認

事業実施主体又は生産者集団等は、事業対象災害の被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、被害の種類に応じて、事業対象災害の発生年度の被害については別紙様式第1号の別紙2飼料作物被害状況確認調書を、発生年度の翌年度の被害については別紙3飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。ただし、発生等の被害については、別紙4飼料作物被害発生状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。

また、表土流出等の被害を受けた場合は、草地等の状況を写真により明らかにするとともに、収穫前に収穫量の調査を行うことにより被害後の単収を算定するものとする。

なお、事業実施主体又は生産者集団等が前年度において飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得た場合であって、被害状況に変更がない時は、前年産に係る確認を省略できるが、令和元年度の交付実績がなく、令和2年度に新たに申請を行う場合は、別紙2の飼料作物被害状況確認調書に、元年度の申請を行わなかった理由を示すこととする。

3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第3の1から4までの事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知、事業実施主体及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、生産者集団等及びその構成員に対して指導するものとする。ただし、事業を実施する生産者集団等及びその構成員が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

また、事業実施主体は、交付申請に当たり、事業実施計画を自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体は、変更後の事業実施計画を自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の粗飼料確保緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

生産者集団等は、遅滞なく事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

事業実施主体は、生産者集団等から提出された事業の実績及び自らの事業の実績を取りまとめ、自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に報告するとともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

5 生産者集団等は、第3の3の(1)の(ア)の事業により導入した機械（取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）にあっては、導入が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書を作成し、事業実施

主体に報告するものとする。

事業実施主体は、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）運営状況報告書を作成し、6月30日までに理事長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、機構に対して第7の1の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の粗飼料確保緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 サイレージ品質低下防止等対策	<p>(1) 品質低下防止資材等の共同購入 サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材等を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費</p> <p>(2) 紙与前のサイレージ等品質の確認 (1)に取り組んだ生産者集団等が、品質低下防止資材を添加したサイレージについて、家畜への給与前に飼料分析をして品質確認を行う取組に要する経費</p>	2分の1以内 定額
2 代替粗飼料の確保対策	国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費	定額 ただし、粗飼料 1キログラム当たり 5円以内とする。
3 ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策	<p>(1) ツマジロクサヨトウの防除作業の支援 ア ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産ほ場等において、生産者集団等が防除を行う際に必要な以下の取組。 (ア) 防除を行う際に必要な機械の導入等(リース方式による場合を含む。) 又は借受 (イ) 薬剤等の資材を共同購入し、被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組 (ウ) 防除作業を委託する取組 イ ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産ほ場等の防除を行った飼料作物を収穫し、家畜への給与前に生産者集団等が安全性の確認を行う取組</p>	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 定額

	<p>組</p> <p>(2) 飼料作物の早期刈取り対策</p> <p>ア ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産ほ場等において、早期刈取りを行った飼料作物をサイレージにする場合、サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進剤を共同購入し、被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組</p> <p>イ ツマジロクサヨトウの発生等の被害を受けた自給飼料生産ほ場等において、早期刈取りし、家畜への給与前に生産者集団等が硝酸態窒素量等の確認又は飼料作物等の撤去等を行う取組</p>	2分の1以内
4 粗飼料緊急確保の推進	事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等に要する経費	定額
		定額

別紙様式第1号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業(粗飼料確保緊急対策事業)
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において畜産経営災害総合対策緊急支援事業(粗飼料確保緊急対策事業)を下記のとおり実施したいので、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添4の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙1のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		機構補助金②	その 他 ③	
1 サイレージ品質低下防止等対策 (1) 品質低下防止資材等の共同購入 (2) 給与前のサイレージ等品質の確認				
2 代替粗飼料の確保対策				
3 ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策 (1) ツマジロクサヨトウの防除作業の支援 (2) 飼料作物の早期刈取り対策				
4 粗飼料緊急確保の推進				
合計				

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 別紙様式第1号の別紙2又は別紙3の写し
- (4) 別紙様式第1号の別紙4の写し（まん延防止対策対象の被害の場合のみ）

別紙様式第1号の別紙1

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）実施計画

1 サイレージ品質低下防止等対策

(1) 品質低下防止資材等の共同購入

生 産 者 集 団 等	構 成 員 名	事業 費 (円)	負担区分		品質低下防止資材等 商品名	購入 代金 (円) ①	購入 数量 (kg)	積算基礎A		積算基礎B		
			機構 補助 金 (円)	その 他 (円)				購入した発酵 促進資材等に より処理可能 な牧草の数量 (kg) ②	算出 根拠	被害 作物 名	被害面 積のう ち収穫 面積 (ha) ③	(被害 後) 単収 (kg/ha) ④
					小計				-	-	-	-
					小計				-	-	-	-
合計					-	-	-	-	-	-	-	-

注1：事業費は、②≤⑤の場合は①の小計の額、②>⑤の場合は①の小計×⑤の小計／②の小計により得た額とすること。

2：単収は、サイレージ品質低下防止対策対象災害の発生年度においては農林水産省「作物統計」の公表値等を、災害の発生の翌年度においては被害後単収として収量調査の値を記入すること。

3：複数のサイレージ品質低下防止対策対象災害により被害を受けた場合は、災害ごとの数量が分かるように記載すること。

(2) 倒伏等の被害を受けたサイレージの品質の確認

生 産 者 集 団 等	構 成 員 名	事業費 (円)	負担区分		積算根拠					備考	
			機構 補助金 (円)	その他 (円)	分析する飼料 を収穫した草 地等の所在地	飼料作物名	飼料分析に要 する経費 (円)	(品質確認)			
			(色)	(匂い)				(総合評 価)			
					小計						
					小計						
合計											

注1：分析する飼料を収穫した草地等の所在地及び飼料作物名は別紙様式第1号の別紙2の別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のうち、被害を受けた草地等の所在地及び飼料作物被害状況又は収穫済飼料作物被害状況の飼料作物名から記載すること。

2：飼料を分析する場合は、色、匂いによる総合評価を行うこととし、色については、良（明黄緑色～黄緑色）、中（黄緑色～黄褐色）、劣（黄褐色～褐色）、匂いについては、良（芳香～甘酸臭）、劣（酪酸臭～悪臭）、総合評価は良、中、不で判断すること。

(分析した飼料の内訳)

生産者集団等	構成員名	分析する飼料を収穫した草地等の所在地	草種	飼料分析				評価
				()	()	()	()	

注1：評価の欄には分析結果を踏まえて、全部給与（○）、制限給与（△）、廃棄（×）を記載すること。

2：評価結果は実績報告時に添付すること。

3：飼料分析は、アフラトキシン・デオキシニバレノール等かび毒の項目を記載すること。

2 代替粗飼料の確保対策

(1) 代替粗飼料確保対策対象災害による令和元年産及び令和2年産自給飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算

注1：⑬は令和元年度実績報告書の別紙1の2の（1）の別添1の⑯、（1）の別添2の⑨、（1）の別添3（a）の⑮、（1）の別添3（b）の⑰、（1）の別添4の⑭及び（1）の別添5の⑫の不足数量（TDN kg）の合計とすること。

2 : ⑯は令和元年度実績報告書の別紙1の2の(1)の別添1の③の代替粗飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑰の不足数量(TDN kg)の小計のいずれか低い数量、(1)の別添2の③の代替粗飼料のTDN含有量(kg)小計又は⑨の不足数量(TDN kg)の小計のいずれか低い数量、(1)の別添3(a)の③の代替粗飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑮の不足数量(TDN kg)の小計のいずれか低い数量、(1)の別添3(b)の③の代替粗飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑬の不足数量(TDN kg)の小計のいずれか低い数量、(1)の別添4の③の代替粗飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑭の不足数量(TDN kg)の小計のいずれか低い数量及び(1)の別添5の③の代替粗飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑫の不足数量(TDN kg)の小計のいずれか低い数量の合計とすること。

3：令和元年度の実績がない構成員が令和2年度に代替粗飼料の供給を受ける場合は、(1)の別添1から別添4までにより代替粗飼料確保対策対象災害ごとの不足数量を算出し、⑬に記入すること。また、⑭は0kgと記入すること。

4：補助対象数量は、③≤⑯の場合①の数量、③>⑯の場合①の小計×⑯/③の小計により得た数量とすること。

(1) の別添1 令和元年8月から9月の大雨等、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪の被害により不足する自給飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算（新規申請）

（収穫不能数量・給与不能数量・契約国産粗飼料販売不能数量）

生産者集団等	構成員名	補助対象数量(kg)	積算基礎																不足数量(TDN)(kg) $\text{⑯} = \text{⑧} + \text{⑪} - \text{⑮}$		
			積算基礎A				積算基礎B														
			a 収穫不能数量				b 紿与不能数量				c 契約国産粗飼料販売不能数量										
			代替粗飼料名 (原物) ①	購入数量 (原物) ②	TDN% (原物) ③	TDN 含有量 (kg) ④ =① × ② / 100	被害作物名 (収穫体系) ⑤	被害面積のうち収穫不能面積(ha) ⑥ =④ × ⑤	単収 (kg/ha) ⑦	収穫不能数量 (kg) ⑧ =⑥ × ⑦ / 100	TDN% (原物) ⑨	TDN 含有量 (kg) ⑩ =⑧ × ⑨ / 100	被害作物名 (収穫体系) ⑪	給与不能数量 (kg) ⑫ =⑩ × ⑪ / 100	被害作物名 (収穫体系) ⑬	契約栽培数量 (kg) ⑭ = (⑫ - ⑬) × ⑯ / 100	販売数 (kg) ⑮ = (⑯ - ⑭) × ⑯ / 100	TDN% (原物) ⑯ = (⑧ + ⑪ - ⑮) × ⑯ / 100	TDN 含有量 (kg) ⑯ = (⑯ - ⑮) × ⑯ / 100		
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

注1：補助対象数量は、③≤⑯の場合は①の小計により、③>⑯の場合は①の小計×⑯の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：複数の災害により被害を受けた場合は、災害ごとの数量が分かるように記載すること。

3：(1) 不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合においては、原物の数量を用いるため、TDNに関する欄（②、③、⑦、⑧、⑩、⑪、⑯、⑮）及び単収（⑤）については記載してもよい。

：(2) 不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合の収穫不能数量（⑥）については、不足する稻わらの数量を記載することとし、今年度購入又は収集する予定であった稻わらの数量から今年度購入又は収集し、水没等の被害のない稻わらの数量を控除した数量を記載すること。

：(3) 不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合の補助対象数量は、①≤⑯の場合は①の小計の、①>⑯の場合は⑯の小計の数量とすること。

(1) の別添2 令和元年8月から9月の大雪等の被害、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪により不足する契約国産粗飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算
(新規申請)

生産者集団等	構成員名	補助対象 数量 (kg)	積算基礎									
			積算基礎C				積算基礎D					
			代替粗飼料 名	購入数量 (原物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN含有量 (kg) ③=①×② /100	栽培契約 作物名	栽培契約 数量 (kg) ④	入荷数量 (kg) ⑤	うち給与不 能数量 (kg) ⑥	不足数量 (原物) (kg) ⑦=④-⑤ +⑥	TDN% (原物) ⑧
			小計	-		-	-	-	-	-	-	-
			小計	-		-	-	-	-	-	-	-
			小計	-		-	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：補助対象数量は、③≤⑨の場合は①の小計により、③>⑨の場合は①の小計×⑨の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：複数の災害により被害を受けた場合は、災害ごとの数量が分かるように記載すること。

3：(1) 不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合においては、原物の数量を用いるため、TDNに関する欄（②、③、⑧）については記載しなくてもよい。

：(2) 不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合の栽培契約数量（④）については、今年度購入又は収集する予定であった稻わらの数量を記載することとし、入荷数量（⑤）については、今年度購入又は収集し、水没等の被害のない稻わらの数量を記載すること。また、不足数量（⑦及び⑨）については、④から⑤を控除した不足する稻わらの数量を記載すること。

：(3) 不足する稻わらを別に購入する稻わら等で代替する場合の補助対象数量は、①≤⑨の場合は①の小計の、①>⑨の場合は⑨の小計の数量とすること。

(1) の別添3 令和元年8月から9月の大雨等の被害、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪により不足する自給飼料及び契約国産粗飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算（新規申請）

a 給与制限数量

生産者集団等	構成員名	補助対象数量(kg)	積算基礎																		
			積算基礎E						積算基礎F												給与制限 数量(TDNkg)
			代替粗飼料名	購入数量(原物kg)	TDN%(原物②)	TDN含有量(kg)	乾物率(%)	繊維質含有率(乾物④)	自給飼料(栽培契約作物名)	生産数量(kg)					TDN%(原物⑩)	収穫TDN含有量(kg)	乾物率(%)	給与制限割合			
			①	③=①×②/100	⑤	⑥	⑦=⑤×⑥	⑧	⑨=⑦-⑧	⑩=⑨×⑪/100	⑪=⑨×⑫	⑫	⑬	⑭=⑫-⑬	⑮=⑪×⑭	⑯=⑭/(⑫-⑬)	⑰	⑱	⑲	⑳	
																				-	-
																				-	-
																				-	-
			小計	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	*				
																				-	-
																				-	-
			小計	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	*				
																				-	-
																				-	-
			小計	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*				
合計				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：補助対象数量は、③≤⑯の場合は①の小計により、③>⑯の場合は①の小計×⑯の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：※については、購入数量（①）の乾物量（=数量×乾物率）又は生産数量（⑨）の乾物量（=数量×乾物率）のそれぞれの加重平均を記入すること。

3：令和元年8月から9月の大雨等、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪の被害が対象

b 生産不足数量

生産者集団等	構成員名	補助対象数量(kg)	積算基礎														
			積算基礎G				積算基礎H										
			代替粗飼料名	購入数量 (原物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN 含有量 (kg) ③=①× ②/100	被害作物名	被害面積のうち生産量が低下した自給飼料の収穫面積 (ha) ④	平年			被害後					
									単収 (kg/ha) ⑤	収穫量 (kg) ⑥=④×⑤	TDN% (原物) ⑦	単収 (kg/ha) ⑧	収穫量 (kg) ⑨=④×⑧	TDN% (原物) ⑩	生産減少数量 (TDNkg) ⑪= ⑥×⑦/100 - ⑨×⑩/100	(a) の補助対象数量 (TDNkg) ⑫	生産不足数量 (TDNkg) ⑬=⑪-⑫
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：補助対象数量は、③≤⑬の場合は①の小計により、③>⑬の場合は①の小計×⑬の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：令和元年8月から9月の大雪等、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪の被害が対象

3：⑫については、令和元年8月から9月の大雪等、令和2年7月豪雨又は令和2年から3年までの冬期の大雪により生育不良の被害を受けた牧草の場合はaの③又はaの⑯のいずれか小さい方を記入すること。その他の場合は0を記入すること。

(1) の別添4 令和元年度のツマジロクサヨトウの発生により不足する自給飼料及び契約国産粗飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算（被害による不足数量・給与不能数量・契約国産粗飼料販売不能数量）

生産者 構成員 名 集団等	補助対 象数量 (kg)	積算基礎															不足数 量 (TDN) (kg) $\text{⑫} = \text{④} + \text{⑦}$ $\text{⑪} = (\text{⑧} - \text{⑨}) \times \text{⑩}/100$	
		積算基礎 I 代替粗飼料購入数量				積算基礎 J												
		a 被害による不足数量	b 紿与不能数量	c 契約国産粗飼料販売不能数量														
		代替粗 飼料名	購入数量 (原物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN 含 有量 (kg) ③ $=\text{①} \times \text{②}/100$	被害作物 名 (収穫体 系)	被害面積の うち生産量 が低下した 自給飼料の 収穫面積 (ha) ④	生産/減少數 量 (TDN/kg) ⑤	被害作 物名 (収穫 体系)	給与不 能数量 (kg) ⑥	TDN% (原物) ⑦ $=\text{⑤} \times \text{⑥}/100$	TDN 含 有量 (kg) ⑧	被害作 物名 (収穫 体系)	契約栽 培数量 (kg) ⑨	販売數 量 (kg) ⑩	TDN% (原物) ⑪ $=(\text{⑧} - \text{⑨}) \times \text{⑩}/100$	TDN 含 有量 (kg) ⑫ $=\text{④} + \text{⑦}$ $=(\text{⑧} - \text{⑨}) \times \text{⑩}/100$	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注：補助対象数量は、③≤⑫の場合は①の小計により、③>⑫の場合は①の小計×⑫の小計／③の小計により得た数量とすること。

(1) の別添4の別添 令和元年度のツマジロクサヨトウの発生により不足する自給飼料及び契約国産粗飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算

a 被害による不足数量

生産者集団等	構成員名	積算基礎 (a)										備考
		被害作物名 (収穫体系)	被害面積の うち生産量 が低下した 自給飼料の 収穫面積 (ha) ①	平年			被害後			追加作付		
		単収 (kg/ ha) ②	収穫量 (kg) ③= ①×②	TDN% (原物) ④	単収 (kg/ ha) ⑤	収穫量 (kg) ⑥= ①×⑤	TDN% (原物) ⑦	追加で作付 けした飼料 作名 (収穫体系)	収穫量 (kg) ⑧	TDN% (原物) ⑨	積算根拠	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1：生産量が低下した自給飼料の収穫面積には、ツマジロクサヨトウによる食害等の被害による収量減少や早期刈取りによる収量減少するほ場の面積を記載する。

2：飼料作物のすき込みを行った場合は、被害後の収穫量を0と記載する。

3：備考欄に「薬剤等による防除」、「すき込み」、「早期刈取り」等のツマジロクサヨトウの被害拡大防止の取組を記載すること。

(2) 事業費

生産者 集団	構成員 名	令和2年度 補助対象数 量 (kg)	事業費 (円)	負担区分		備考
				補助金 (円)	その他 (円)	
合計						

注1：補助対象数量は、(1)により積算した補助対象数量を記入すること。

2：購入単価が5円/kg未満の代替粗飼料を共同購入した場合、備考の欄に事業費の積算を記載すること。

3 ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策

(1) ツマジロクサヨトウの防除作業の支援

ア 機械の導入（リース方式を含む）又は借受

生産者 集団	構成員 名	実施時期	事業内容	事業費 (円)	負担区分		積算	備考
					補助金 (円)	その他 (円)		
合計								

注1：複数の機械を導入する畜産経営者にあっては、備考欄に理由を記入すること。

2：生産者集団等において、発生等の被害時における防除計画を策定し、当該計画を添付すること。

イ 薬剤等の資材の共同購入

生産者集団等	構成員名	事業費 (円)	負担区分		薬剤等の資材の商品名	購入代金 (円)	購入数量 (kg)	積算基礎			備考
			機構補助金 (円)	その他 (円)				被害作物名	購入した薬剤等の資材で防除可能な面積(ha)	積算根拠	
					小計			-	-		
					小計			-	-		
合計					-	-	-	-	-	-	

注：防除の作業記録は、実績報告時に添付すること。

ウ 作業委託

生産者集団等	構成員名	事業費 (円)	負担区分		作業委託先	委託代金 (円)	委託面積 (ha)	積算基礎			備考
			機構補助金 (円)	その他 (円)				被害作物名	防除が必要な面積 (ha)	積算根拠	
					小計			-		-	
					小計			-		-	
合計					-	-	-	-	-	-	

注：防除の作業記録は、実績報告時に添付すること。

エ 飼料作物の安全性の確認

生産者 集団等	構成 員名	事業費 (円)	負担区分		積算根拠			備考
			機構 補助金 (円)	その他 (円)	確認を行う飼 料等のほ場の 所在地	飼料作物名	飼料の安全性 の確認に要す る経費 (円)	
					小計			
					小計			
合計								

注：分析する飼料を収穫したほ場等の所在地及び飼料作物名は別紙様式第1号の別紙4の別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のうち、備考欄に防除作業を行った旨の記載のある被害を受けたほ場等の所在地及び飼料作物名の安全性の確認を行うものから記載すること。

(安全性の確認を行った飼料の内訳)

生産者集団等	構成員名	分析する 飼料を収穫したほ 場等の所 在地	飼料作物名	安全性の確認				評価
				()	()	()	()	

注1：評価の欄には分析結果を踏まえて、全部給与（○）、制限給与（△）、廃棄（×）を記載すること。

2：確認結果は実績報告時に添付すること。

3：安全性の確認は、残留農薬等の検査項目を記載すること。

(2) 飼料作物の早期刈取り対策

ア 乳酸菌等の発酵促進剤の共同購入

生 産 者 集 団 等	構 成 員 名	事業 費 (円)	負担区分		積算基礎					備考
			機 構 補 助 金 (円)	その 他 (円)	発 酵 促 進 剤 等 商 品 名	購 入 代 金 (円)	購 入 数 量 (kg)	被 害 作 物 名	購 入 し た 発 酵 促 進 資 材 等 に よ り 処 理 可 能 な 飼 料 作 物 の 数 量 (kg)	
					小計			-		-
					小計			-		-
合計					-	-	-	-	-	-

注：備考欄に発酵促進剤を処理したサイレージの数量を記載すること。

イ 飼料作物の品質の確認

生産者 集団等	構成 員名	事業費 (円)	負担区分		積算根拠			備考
			機構 補助金 (円)	その他 (円)	確認を行う飼 料等のほ場の 所在地	飼料作物名	飼料の品質の 確認に要する 経費(円)	
					小計			
					小計			
合計								

注：確認を行う飼料を収穫したほ場等の所在地及び飼料作物名は別紙様式第1号の別紙4の別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のうち、備考欄に早期刈取りを行った旨の記載のある被害を受けたほ場等の所在地及び飼料作物名の品質の確認を行うものから記載すること。

(品質の確認を行った飼料の内訳)

生産者集団等	構成員名	確認する 飼料を収 穫したほ 場等の所 在地	飼料作物名	品質の確認				評価
				硝酸態窒素量	()	()	()	

注1：評価の欄には確認の結果を踏まえて、全部給与（○）、制限給与（△）、廃棄（×）を記載すること。

2：確認結果は実績報告時に添付すること。

3：品質の確認は、硝酸態窒素量等の分析項目を記載すること。

ウ 飼料作物等の撤去

生 産 者 集 団 等	構 成 員 名	事業費 (円)	負担区分		積算基礎					備考
			機構補 助金 (円)	その他 (円)	撤去内容	撤去費 用 (円)	撤去 数量 (kg)	被害作 物名	飼料作物 の撤去が 必要な面 積(ha)	
					小計			-	-	
					小計			-	-	
合計					-	-	-	-	-	-

注：作業記録は、実績報告時に添付すること。

4 粗飼料緊急確保の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第1号の別紙2

飼料作物被害状況確認調書（令和 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		令和 年 月 日	

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		令和 年 月 日	

3 構成員の被害状況

別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のとおり。

別紙様式第1号の別紙2の別添

構成員の飼料作物に係る被害状況

氏名 又は 法人、組織 名	住所	被害概況	飼料作物被害状況						収穫済飼料作物被害状況			備考
			飼料作物 名 (収穫体 系)	被害を 受けた 草地等の 所在地	作付面積			被害状 況	飼料作物 名 (収穫体 系)	被害数量	被害状況	
					ha	ha	ha	ha	kg			
			小計					-	-	-	-	
			小計					-	-	-	-	
			小計					-	-	-	-	
			小計					-	-	-	-	
			小計					-	-	-	-	
			小計					-	-	-	-	

注：令和元年度の実績がなく、令和2年度に新たに申請を行う場合は、元年度の申請を行わなかった備考欄に理由を示すこと。

別紙様式第1号の別紙3

飼料作物被害状況確認調書（令和 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認者氏名（自署）

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認者氏名（自署）

3 構成員の被害状況

別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のとおり。

（記載注意）本様式は事業対象災害発生の翌年産における被害状況の確認結果を記すこと。

構成員の飼料作物に係る被害状況

氏名 又は 法人、組織 名	住所 代表者氏名 (法人、 組織のみ)	飼料 作物名	被害を 受けた 草地等 の所在地	飼料作物被害状況			収穫済飼料作物被害状況			被害状況確認年月日		
				被害 面積	うち 作付 不能面積	被害後 単収	被害状況	飼料作物名 (収穫体系)	令和元年度 被害数量	算出根拠	被害状況	市町村等 確認
				ha	ha	ha	kg/ ha		kg			
			小計	-			-	-	-	-		
			小計	-			-	-	-	-		
			小計	-			-	-	-	-		
			小計	-			-	-	-	-		
			小計	-			-	-	-	-		

注1：被害後単収は、収穫までに行った収穫量調査に基づき算定すること。

2：収穫済飼料作物被害状況には、令和元年産収穫済飼料作物のうち2年度において給与不能となった自給飼料の被害の状況について記入すること。

別紙様式第1号の別紙4

飼料作物被害発生状況確認調書（令和 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		令和 年 月 日	

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		令和 年 月 日	

3 構成員の被害状況

別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のとおり。

(記載注意) 契約耕種農家が複数者にわたる場合は、自署欄を適宜増やして記入すること。

構成員の飼料作物に係る被害状況

氏名 又は 法人、組織名	代表者氏名 (法人、組織のみ)	住所	被害概況	飼料作物被害状況				備考
				飼料作物名 (品目)	被害を 受けた ほ場等の所在地	作付面積	被害状況	
						ha		
				小計			-	
				小計			-	
				小計			-	
				小計			-	
				小計			-	
				小計			-	

別紙様式第2号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添4の第7の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙様式第2号の別紙のとおり。
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：記の2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添4の第7の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受額 ⑤	今回概 算 払請求 額 ⑥	令和 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+ ⑥) /②	残額 ②-⑤- ⑥
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/① =④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添4の第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第4号の別紙のとおり。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助金 ②	その他 ③	
1 サイレージ品質低下防止等対策 (1) 品質低下防止資材等の共同購入 (2) 給与前のサイレージ等品質の確認				

2 代替粗飼料の確保対策				
3 ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策 (1) ツマジロクサヨトウの防除作業の支援 (2) 飼料作物の早期刈取り対策				
4 粗飼料緊急確保の推進				
合計				

注1：記の2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、計画額を括弧書きで上段に、実績額をその下段に記載すること。

2：事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度における畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）について、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添4の第7の5の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
2 運営状況

別紙「令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）運営状況」のとおり

別紙様式第5号の別紙

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
運営状況（令和 年 月 日現在）

生産者集団等名又は構成員名：

所在地：

機械の内容：

機械の保管場所：

年次 利用状況	第1年度 (令和 年度)	第2年度 (令和 年度)		第5年度 (平成 年度)	備考

注1：利用状況が分かる写真を添付すること。

2：必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

3：生産者集団等が生産者に貸付けている場合は、「機械等の設置場所」に生産者名を記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）に
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年
度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金について、畜産
経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添4の第8の3の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返
還がある場合、記載すること））

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額

（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添
付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料